

前橋市都市計画審議会議事録

件名	内容
審議会名	第73回前橋市都市計画審議会
開催日時	令和7年8月19日(火) 午後2時00分～午後3時30分
会議場所	本庁舎11階 北会議室
出席者	<p>【委員】 紺会長、小曾根会長職務代理者、石川委員、矢端委員、萩原委員、眞庭委員、石黒委員、吉田委員、堤委員、小淵委員、新井委員、杉崎委員(代理:渡邊様)、鈴木委員、堀越委員(代理:三森様)、澁澤委員、関口委員、大崎委員、阿久津委員、神田委員</p> <p>【幹事】 阿左美未来創造部長、木村財務部長、金田建設部長、茂木水道局長</p> <p>【事務局】 川合都市計画部長、五十嵐都市計画課長、塩野課長補佐、酒井副主幹、鵜飼副主幹、武井主事</p>
欠席者	西村委員
議題	<p>【議事日程】</p> <p>第一 議事録署名人の指名</p> <p>第二 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランの改訂について
傍聴人	無し

概要

第73回前橋市都市計画審議会

1 開会 五十嵐都市計画課長（進行役）

・代理出席者の報告

杉崎委員の代理出席者として、高崎河川国道事務所の渡邊様が出席され、堀越委員の代理出席者として、前橋警察署の三森様が出席された。

・定足数の報告

20人中19人の出席により、審議会条例第六条第二項の規定による2分の1以上の定足数を満たしており、審議会が成立していることを報告した。

2 あいさつ

・紺会長

※会議録の公開

前橋市情報公開条例等に基づき、会議録をホームページに掲載する旨を報告した。

3 議事日程

第一 議事録署名人の指名

紺会長により、前橋市都市計画審議会運営規則第九条第二項の規定に基づき、議事録署名人として吉田委員、関口委員が指名された。

第二 報告事項

酒井副主幹から、都市計画マスタープランの改訂について報告があった。

【説明】

（都市計画課 酒井副主幹）

都市計画課の酒井と申します。よろしくお願いたします。都市計画マスタープランの改訂に関しまして報告事項がございます。先程、資料の有無を確認させていただきました、配布資料のご用意をお願いいたします。この度、前橋市都市計画マスタープランを改訂するにあたりまして、パブリックコメントの実施をいたします。本件につきましては、令和7年2月18日、前々回開催されました「第71回都市計画審議会」にて、「都市計画マスタープラン改訂スケジュール」をご報告させていただきました。その後には、今年度に入りまして、関係各課との調整を経まして文章の校正を行いました。現在は、予定スケジュールに基づき「計画書の素案」を作成し、都市計画審議会への報告をさせていただきます。事前資料として配布させていただきました「前橋市都市計画マスタープラン改訂版[素案]2026」の冊子が「素案のたたき台」として作成したものになります。改訂する主な内容につきまして、事前にお配りいたしました、“変更内容の概要” や“前橋市都市計画マスタープラン改訂に係るパブリックコメントの実施について” につきまして冊子を用いて概要3点をご説明いたします。それでは「前橋市都市計画マスタープラン改訂版[素案]2

026」の冊子をご覧ください。また、前方のスクリーンでも同じものをスライドにて映しますので参考にしてください。

ページ数で言いますと、3ページ目に記載があります「①改訂の趣旨」についてですが、読み合せさせていただきます。前橋市都市計画マスタープランは、平成16年の市町村合併に対応した、新市域を含めた新たな都市計画マスタープランとして、平成21年3月に策定し、その後、各施策・事業の進捗による時点修正を行うため、平成27年3月、令和2年5月に改訂しました。また、この間には、本市のまちづくりに関する羅針盤「前橋ビジョン【めぶく。】」を策定し、第七次前橋市総合計画の基本理念に位置付けたことを契機に官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」を具現化する“民間主体のまちづくり”の取り組みが始まり、現在では各所でその動きが加速しております。こうした流れが形成されているなか、前橋市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の認定や前橋市立地適正化計画の改訂、第七次前橋市総合計画の改訂があり、また、中心市街地の道路空間再編によるウォークアブルなまちづくりの推進など、国や県と連携した取り組みも深化していることから、都市づくりに関わる施策・事業の進捗による時点修正を行うため、都市計画マスタープランを改訂することとしました。こちらが改訂の趣旨となります。

続きまして、4ページに記載があります「④対象区域及び目標年次」ですが、令和2年（西暦では2020年）の国勢調査から20年後となる令和22年（西暦2040年）を目標とした計画としています。また、計画書全般にわたることとなりますが、現行のマスタープランは、策定時から5年が経過しておりますので、社会・経済情勢の変化を考慮し、各種指標や図表などは時点修正を行っております。

続きまして、14ページをご覧ください。②都市づくりの主要課題（1）都市構造に係る主要課題（都市機能配置、土地利用構成等）①一体の都市としての整備、開発及び保全をご覧ください。改訂前におきましては、富士見都市計画区域の記載がありましたが、今回の改訂で、前橋勢多都市計画区域に統合されているため削除いたしました。これを踏まえ、土地利用規制につきましては、3つの区域があります。旧前橋市の区域区分（いわゆる線引きです）こちらを定めている前橋都市計画区域と、旧町村部の区域区分を定めていない前橋勢多都市計画区域、及び都市計画区域外の3つの土地利用規制を既に運用しております。

スライドをご覧ください。左側が前回の富士見都市計画区域が存在していたころの都市計画図になります。右側が現在の都市計画区域のラインとなります。富士見都市計画区域であった部分の北側を取り込み、前橋勢多都市計画区域となっております。こちらのスライドは12ページの下段部分のものになりますが参考にご案内いたします。こちらが現在の都市計画区域を示した図となります。前橋都市計画区域の赤い斜線部分は市街化区域となっており、茶色い部分は市街化調整区域となっております。また、グレーの部分は前橋勢多都市計画区域となっており、赤い斜線部分は用途地域部分を示しております。グレーの部分につきましては、非線引き都市計画区域となっております。一番北側部分である、赤城山の頂上付近などは、都市計画区域外となっております。

続きまして、70ページをご覧ください。①-1 中心市街地の内容になります。こちらの中で次のページの71ページの(2)地域別構想の中で、更に次のページになります。72ページをご覧ください。②まちづくりの方針のb. 交通体系の整備の方針部分をご覧ください。改訂前につきましては、本町二丁目交差点(こちらの交差点は前橋駅から中心市街地方面へ来た道路と国道50号が交差する部分の交差点、いわゆる五差路になります。)につきまして改良・整備を促進し、中心商業地とJR前橋駅周辺地区とが一体化した街並みを目指すことについての記載がありましたが、今回の改訂では、JR前橋駅から県庁までの都市計画道路において、群馬県のクリエイティブシティ構想に伴い、ウォークアブルなまちづくりの記載をしております。前回の挿絵はこのようになっておりました。JR前橋駅周辺地区から中心商業地までの図となっております。再度確認となりますが、JR前橋駅周辺地区から県庁までの図となっております。

続きまして、120ページ及び126ページをご覧ください。大胡地区まちづくり方針図・宮城地区まちづくり方針図になります。スライドでは左側が120ページ、右側が126ページを示しております。はじめに120ページについてですが、図面の一番右側に位置します、宮城地区との境界部分になりますが、樋越地区としまして、工業地の青色に色付けさせていただきました部分で、上毛電鉄の北側及び県道苗ヶ島・飯土井線の東側に位置する部分と、126ページの図面下部にあります、大前田地区としまして、同じく工業地として青色に色付けさせていただきました部分で、県道苗ヶ島・飯土井線の東側に位置する部分及び地区幹線道路(オレンジ色の東西方向の道路)の南側に位置する部分につきましては、本市におきまして、工業団地の造成計画があるため、工業地として青色に色付けさせていただきました。最後に142ページをご覧ください。こちらは来月諮問予定の3か所となります。三俣駅東地区、亀里北地区、力丸工業団地西地区、用途地域拡大等を予定しており、土地利用規制を反映しておりますので、併せてご連絡いたします。改訂する概要事項である3点及び連絡事項は、以上となります。

次に、9月に予定しておりますパブリックコメントの概要につきまして、ご説明いたします。“前橋市都市計画マスタープラン改訂に係るパブリックコメントの実施について”をご覧ください。1の「趣旨・目的」についてですが、趣旨は、先程説明いたしました都市計画マスタープランと重複する部分がございますので、割愛させていただきます。パブリックコメントの目的についてですが、趣旨・目的の最後の2行部分に該当しますが、立案している計画の案をあらかじめ市民に公表し、その計画に対する意見等を求め、募集した意見・提言を反映させます。これにより、市民の市政への参画を広げ、行政の透明性を確保することから、改訂する計画書の素案を公表し、パブリックコメントを実施いたします。

2の「実施概要」についてですが、実施期間については、9月16日から10月15日までの1ヶ月間を予定しております。また、パブリックコメント実施の事前予告としまして、『市ホームページ』には明日から掲載し、『広報まえばし』は9月号に掲載する予定です。公表方法につきましては、先ほど申し上げ

げました、本市のホームページや広報のほか、市庁舎の都市計画課及び情報公開コーナー、各支所・市民サービスセンター、にぎわい商業課、図書館にて公表し、意見を募集いたします。

次に、3の「スケジュール」についてご説明します。今後のスケジュールは9月にパブリックコメントを実施した後、取りまとめを行いまして、11月頃にパブリックコメントの結果を公表いたします。また、意見を反映した「計画書の案」を作成し、その後「案」の閲覧及び公聴会を開催いたします。2月頃には、都市計画審議会の諮問を経て、3月に「計画書」として取りまとめます。最終的には、来年度に跨いでしまいますが「計画書」を告示・公表したいと考えております。また、皆様方からの意見・提言や課内での調整などを踏まえまして、軽微な部分の修正をさせていただきます。報告は以上になります。

【質疑応答】

(紺会長)

五差路についてお聞きします。都市計画マスタープラン70ページ、72ページで、五差路の話が出てきていますが、4差路にするということは、五差路の道から群馬大橋に向かう道はどうなってしまうのでしょうか。それが無くなってしまいかどうかよくわかりません。それからもう一つ、群馬県のクリエイティブシティ構想について書いてありますが、これは群馬県へ任せてしまうということですか。それとも前橋市が一緒に行うということでしょうか。少し遡ってしまいますが、アンダーパスにするという話もあったようですが、それはどうなりましたか。このあたりの説明をお願いします。

(塩野課長補佐)

都市計画課の塩野と申します。よろしく申し上げます。質問のありましたクリエイティブシティ構想に伴う五差路の関係で、まず4差路化という話がでたのですが、駅から中心商業地までのウォークラブルなまちづくりを目標としたアクセス向上において、五差路については長年交通渋滞の懸念がありました。昨年度、群馬県さんがクリエイティブシティの国際コンペを開催しましたが、交通渋滞の1点だけの処理というよりも国道、県道、市道がありますので、国、県、市で一体となってよりよいまちづくりの方向を目指そうということになりました。その一環として、群馬県さんの方でクリエイティブシティの国際コンペが行われました。3月に最優秀提案者が決まりまして、基本コンセプトのようなものはその場で発表があったのですが、今後その最優秀提案者と話し合いを行っていきます。もちろん地元の方ともワークショップやアンケート等を行い、意見を聞きながらどのようなまちづくりがいいかということを決めていきたいと思っております。基本設計や、これから実際に工事をやるにあたっては実施設計という段階に入っていきますので、その時点で、今の案では4差路化というような案が出ていますが、それがどのくらいの幅員が必要だとか、公共交通のレーンをどう配置するのかということが、その中で決まっていきます。そこは引き続き国、県、市で一体となって検討していきたいと思っております。コンペの主体は群馬県さんですが、国道、県道、市道が入りまじっているところで

すので、もちろん市の方も協力していますし、高崎河川国道事務所さんの方にも協力をお願いしています。どこが単独でやるということではなく、みんなで一緒になって進めております。

(紺会長)

はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(神田委員)

今の話で、桐生方面から来たときには、中央前橋駅への流れのような構想もあるのですか。

(塩野課長補佐)

交通量の解析や、実際に自動運転バスのルート等もまだ確定しておりませんので、その中で検討していきたいと思っております。

(神田委員)

はいわかりました。

(眞庭委員)

同じく五差路に関して、68ページ69ページですが、こちらの方が本庁地区ということで、まちづくりの方針やまちづくり方針図が書かれていますが、その他地域の特性に応じた環境整備の方針というところで、JR前橋駅から県庁までを結ぶけやき並木の周辺、敷島公園周辺は、前橋の顔にふさわしい景観を形成し、利活用促進します。という表現と、その次に言っている中心市街地地区で行ってるクリエイティブシティはトーンが少し違うと思います。配慮することはわかりますが、それを踏まえてどういうふうにするのかということが見えてきません。また、本庁地区のまちづくり方針図の中に、先ほどのクリエイティブシティ構想での路線等が出てきておらず、全体を見た本庁地区のまちづくり方針と一部を見た中央市街地のまちづくり方針が合致していないように見えてしまいます。その辺を検討いただければと思いました。

(紺会長)

今のはご意見ということでよろしいですか。

(眞庭委員)

はい。

(紺会長)

他にはいかがでしょうか。

(萩原委員)

72ページのやはりこの図ですが、クリエイティブシティ構想は県の構想と

ということでお話いただいたんですけども、それについての説明等は文章としてどこかにあるのでしょうか。

(酒井副主幹)

この図のすぐ上の段の「b. 交通体系整備の方針」の2段落目のところになりますが、また、変則的な交差形状によって、交通渋滞の発生や歩行者、自転車の円滑な移動の妨げの要因となっている本町二丁目五差路交差点については、トランジットモール等の整備を踏まえ、平面交差4差路化改良、及び都市計画道路群馬大橋線の4車線化拡幅の整備について検討します。という部分が、その絵に該当したものになります。またさらにその次のページの「c. 水と緑の整備・保全の方針」の1段落目のところになりますが、県都前橋のシンボルロードであるJR前橋駅から県庁までのケヤキ並木通りは、ウォークアブルな道路空間の創出と合わせ、魅力ある緑の空間として保全及び更新を図ります。というところが、図を反映したところになります。

(萩原委員)

ありがとうございました。

(紺会長)

はい。他にはいかがでしょうか。

(石黒委員)

すいません。同じく五差路についてですが、国と県と市が一体となってやっていくというご説明でしたが、その中でも市がどういう立ち位置で、どういう役割分担になっているのかということをお答えにはなったんですが、せっかく少しずつ駅前が良くなるきっかけになると思うので、確かに木は立派ですけどちょっと寂しい感じですので、市としてもしっかりとこうしていきたいという意見を言っていけるように立ち位置がはっきりしていくといいなと思いました。その三者が関係していること、国も関わっているということがわかるような組織図があると、大きなことが動いているというイメージが付きやすくて良いと思いました。市で動かそうとしていると期待して読むと分かりづらく、国や県が関わっているということを目にするとイメージしやすいと思いました。

(塩野課長補佐)

ご意見ありがとうございます。三者で協議等を行っておりますので、その中で整理させていただきまして、分かりやすい組織図と担当を決めていきたいと思えます。

(小曾根委員)

総じてこのパブリックコメントをいただくわけですけど、委員の中で既にこれだけの意見が出ているので、クリエイティブシティ構成に関連してはもう少

し丁寧に説明しないといけないと思います。やはり前橋の立ち位置をちゃんと説明しないと、トランジットモールとはクリエイティブ構想の1つだということ等がわかってきません。もう少し丁寧な説明をしておかないと勿体ないと思います。

(石黒委員)

皆さんに注目されていますからね。

(塩野課長補佐)

はい。こちらにつきましては検討させていただきます。

(紺会長)

都市計画マスタープランの先にあつて、クリエイティブシティ構想というのは私も新聞でしか読んだことがなく、急に出てきた話なのでそこへとつてつけると、市としても、どう位置づけるか悩んでいるのかなと思いました。なかなかはっきり出せなかったと思うので、やはりそのままパブリックコメントをやっても、意見を出しようがないと思います。

(小曾根委員)

まだこの構想を決定しているわけではないですが、素案のなかでもクリエイティブシティ構想はもっと丁寧に紹介した方が良いと思います。

(紺会長)

他にはいかがでしょうか。新井委員さんはいかがですか。

(新井委員)

五差路については、会長がおっしゃっていたように新聞でしか市民の方がわからないし、ものすごく注目を浴びている部分だと思うので、それらの説明をちゃんとしていただきたいと思います。私は元総社・東地区の議員ですが、前橋インターの件や景観のことも書いてありますが、私たち都市計画審議会委員もきちんとした説明をしないといけないなと思いました。質問というよりは、私個人的には、その地域に対してこのようなマスタープランをきちんと説明していくべきだと私も反省した次第でございます。意見というよりも、自分の思いでした。

(紺会長)

他にはいかがでしょうか。だいたい出揃ったかなと思います。

(塩野課長補佐)

ご意見ありがとうございました。ただいま委員の皆様からいただいた意見を反映させ、修正したものでパブリックコメントを進めさせていただきます。

4 その他

塩野課長補佐から、次回審議会の日程については既にお知らせしているとおり、9月29日を予定している旨の報告があった。

5 閉会 五十嵐都市計画課長